

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）

改 正 後	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>(参照方式の利用適格書面)</p> <p>4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ（同項第7号ハにおいて引用する場合を含む。）に掲げる「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号又は第8号において引用する同項第3号ハに掲げる「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。</p> <p>(様式1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input style="width: 100%; height: 100%; border: none; outline: none;" type="text" value="投資法人名"/> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input style="width: 100%; height: 100%; border: none; outline: none;" type="text" value="代表者の役職氏名"/> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>1 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。      2 当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。      （新規上場日 年 月 日）      （注）新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合は、記載を要しない。      3 (次のいずれかを記載する)      イ 当法人の発行済投資証券は、算定基準日（ 年 月 日）以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均（又は基準時）上場時価総額が100億円以上である。      (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円      (2) 〇年平均（又は基準時）上場時価総額 円      ロ 当法人の発行済投資証券は、〇年平均（又は基準時）上場時価総額が250億円以上である。      (参考)      ( 年 月 日の上場時価総額)      ×〇〇取引所における最終価格 円      ×発行済投資口総数口 = 円      ( 年 月 日の上場時価総額)      ○〇取引所における最終価格 円      ×発行済投資口総数口 = 円      ( 年 月 日の上場時価総額)</p> </div> </div>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>(参照方式の利用適格書面)</p> <p>4-4 [同左]</p> <p>(様式1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input style="width: 100%; height: 100%; border: none; outline: none;" type="text" value="投資法人名"/> <span style="float: right;">印</span> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <input style="width: 100%; height: 100%; border: none; outline: none;" type="text" value="代表者の役職氏名"/> <span style="float: right;">印</span> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>1 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出している。      2 当法人の発行する投資証券は、〇〇取引所に上場されている。      （新規上場日 年 月 日）      （注）新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合は、記載を要しない。      3 (次のいずれかを記載する)      イ 当法人の発行済投資証券は、算定基準日（ 年 月 日）以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均（又は基準時）上場時価総額が100億円以上である。      (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円      (2) 〇年平均（又は基準時）上場時価総額 円      ロ 当法人の発行済投資証券は、〇年平均（又は基準時）上場時価総額が250億円以上である。      (参考)      ( 年 月 日の上場時価総額)      ×〇〇取引所における最終価格 円      ×発行済投資口総数口 = 円      ( 年 月 日の上場時価総額)      ○〇取引所における最終価格 円      ×発行済投資口総数口 = 円      ( 年 月 日の上場時価総額)</p> </div> </div>

○○取引所における最終価格	円
× 発行済投資口総数口	円
ハ 当法人は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。	
(参考)	
( 年 月 日の募集)	
発行価額	円
( 年 月 日の売出し)	
売出価額	円
総額	円

○○取引所における最終価格	円
× 発行済投資口総数口	円
ハ 当法人は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された投資証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。	
(参考)	
( 年 月 日の募集)	
発行価額	円
( 年 月 日の売出し)	
売出価額	円
総額	円

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面										
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <u>会社名</u>  <u>代表者の役職氏名</u> </div> <p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。      2 当社は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>( 年 月 日の募集)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    発行価額</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>( 年 月 日の売出し)</td><td></td> </tr> <tr> <td>    売出価額</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>    総額</td><td>円</td> </tr> </table>	( 年 月 日の募集)		発行価額	円	( 年 月 日の売出し)		売出価額	円	総額	円
( 年 月 日の募集)										
発行価額	円									
( 年 月 日の売出し)										
売出価額	円									
総額	円									

13-2 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長」）」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面										
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <u>会社名</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 印</div> </div> <p>1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。      2 当社は、本邦において算定基準日（ 年 月 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された資産流動化証券の発行価額又は売出価額の総額が100億円以上である。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>( 年 月 日の募集)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    発行価額</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>( 年 月 日の売出し)</td><td></td> </tr> <tr> <td>    売出価額</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>    総額</td><td>円</td> </tr> </table>	( 年 月 日の募集)		発行価額	円	( 年 月 日の売出し)		売出価額	円	総額	円
( 年 月 日の募集)										
発行価額	円									
( 年 月 日の売出し)										
売出価額	円									
総額	円									

13-2 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長」）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。